

社会福祉法人泊村社会福祉協議会 役員報酬規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人泊村社会福祉協議会（以下「本会」という）定款第25条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（役 員）

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

（報酬等の支給）

第3条 本会役員については、報酬は支給しないが、法人業務を行う場合に別に定める規程により費用を弁償することができる。

（費 用）

第4条 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものである。

（公 表）

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1号第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改 廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補 則）

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。